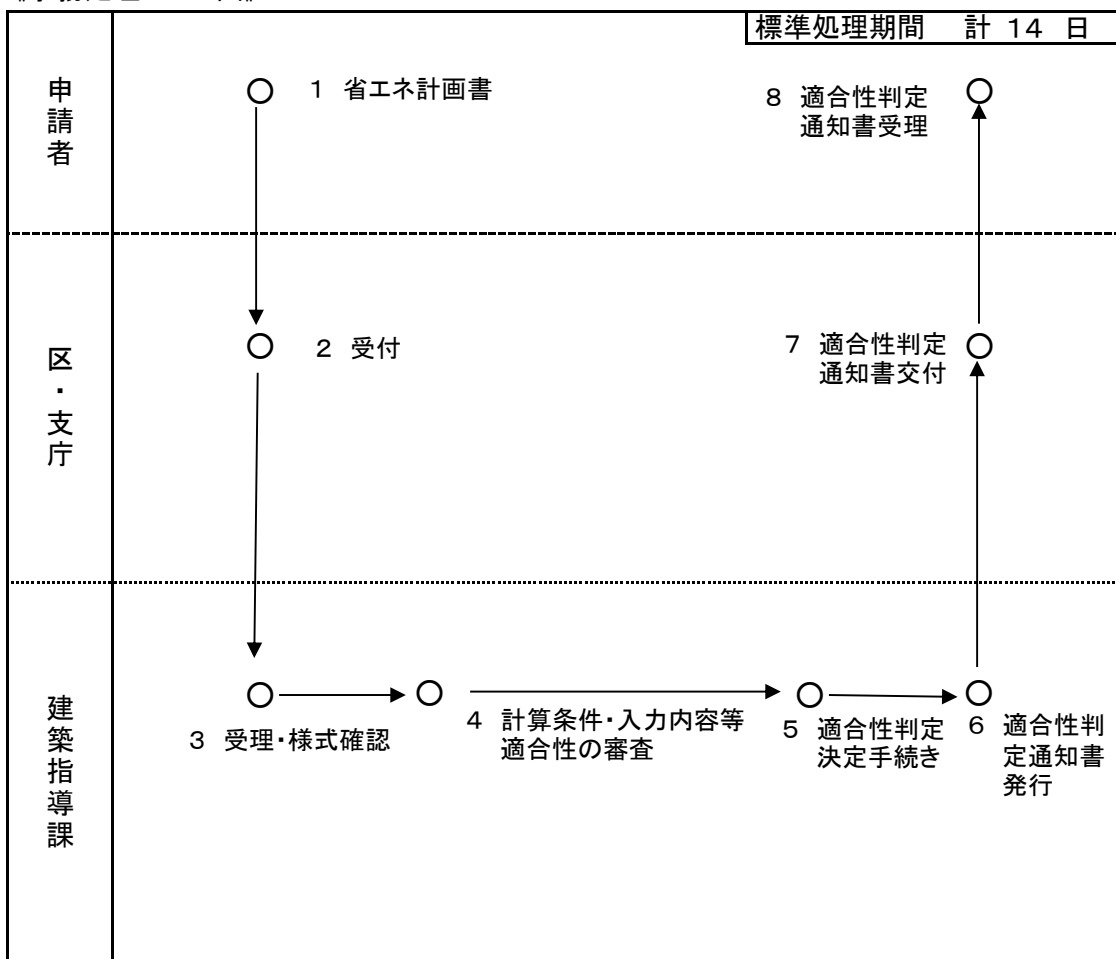


# 事務処理フロー図

事務名 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定(建築物省エネ法第13条第2項)

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課設備担当 電話30-723

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	計画申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に省エネ計画書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された省エネ計画書について記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか等の形式審査を行い、手数料を徴収し、省エネ計画書を建築指導課へ送付します。
3	受理・様式確認等	区・支庁から送付されてきた省エネ計画書を受理し、システムに入力し、省エネ計画書の様式、計算書、添付資料がそろっているのか確認します。
4	計算条件・入力内容等適合性の審査	省エネ計画書の記載内容、計算条件、計算書と図面などの整合性などをチェックし、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているか審査します。
5	適合性判定決定手続き	審査し問題がなければ必要書類を添えて建築指導課長の決裁に回します。
6	適合性判定通知書発行	適合性判定の可否について、建築指導課長が決定し、適合性判定通知書を発行します。
7	適合性判定通知書交付	建築指導課から送付された適合背判定通知書を申請者に交付するとともに、省エネ計画書の副本を申請者に返却します。
8	適合性判定書受理	申請者は受付窓口で7の書類を受理します。